

浄化槽整備に関する市町村アンケート等について

- ◇ 市町村へのアンケート結果について . . . 14
- ◇ 浄化槽の補助基準額及び浄化槽設置時における費用負担割合 . . . 17
- ◇ 浄化槽設置整備事業（個人設置型）と浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）について . . . 18
- ◇ 単独処理浄化槽の撤去費の助成について . . . 19

市町村アンケート結果 交付金を使用して浄化槽の整備を進めない理由の例

○他の汚水処理施設で整備

- ・ 市内全域が市街化区域となっており、都市基盤整備の方針として下水道整備を行うことにしている。浄化槽整備は市の施策ではない。
- ・ 下水道普及率が80%に達しようとしている中で、あえて浄化槽設置に対する補助金を出して、普及に努めることは下水道事業を推進する町の施策に反するもので交付金等は利用できない。

○財政的に困難

- ・ 市町村が補助金を出さなければならない部分があるため、財政的に困難
- ・ 緊縮財政による予算縮減により、年々、事業費削減を余儀なくされているため、今後、事業費の増額は不可能である。
- ・ 下水道整備に財政負担が重く、なかなか浄化槽まで財政負担が回らないのが現状。
- ・ 村の財政難により市町村持ち出し分の拠出が困難。

○設置基数が少ない

- ・ 補助対象となる浄化槽の設置がほとんどないと見込まれるため。
- ・ 該当する浄化槽の設置がない。
- ・ 年間の設置基数も少なく、住民から交付金の要望もないため。
- ・ 浄化槽の設置希望が1～2戸程度であるため。

市町村アンケート結果 浄化槽整備推進のために浄化槽に関する制度を改善すべき点の例

○ 浄化槽に関する知識の普及

- ・ 水環境保全の必要性を理解してもらうための講習会の実施。
- ・ 浄化槽に対するイメージアップがより必要と感じます。まだまだ浄化槽から放流される処理水は汚いという声を聞きます。
- ・ 住民が、浄化槽に対する知識を持ち、それを高めることができるような制度をもっと整備すればよいのではないかと。
- ・ 浄化槽設置状況の実態調査。(全国的に行なえば、生活排水への関心が高まり、下水道未整備地区の単独浄化槽から合併浄化槽への切替促進が図られるのではないかと。)

○ 事務の簡素化、柔軟性の向上

- ・ 浄化槽整備事業は、二重投資を防ぐため、集合処理区域の認可区域は原則補助対象外としている。市町村合併等により生活排水処理計画の見直し(集合処理から個別処理への変更)を行う場合、公共下水道計画の認可変更に多大な時間がかかっており、これをもっと短縮できないものか。(例えば、自治体において生活排水処理基本計画等の変更決定の意思表示をした上で県との協議が整った段階で補助対象扱いとするなど)
- ・ 計画等の事務の簡素化。
- ・ 浄化槽事業の共通仕様書の作成。
- ・ 市町村設置型を推進するのであれば、明確な工事歩掛を作成すべきである。

○ 補助対象の緩和

- ・ 山間部では、設置スペースがないことやコスト削減のため集合使用(2～10軒程度)の浄化槽への交付金制度の新設
- ・ 市町村整備推進事業などでも2件を同時につなぎ込むことや宅地以外に設置する場合の要件緩和や指針などを明確にしてほしい。浄化槽整備に用地確保の問題はつきものであるし、現実の工事・整備に対し、実用性のあるものに改善してもらえればと思う。
- ・ 放流管及び放流ポンプ工を、浄化槽本体工事と一体と考え、補助対象工事として組み込んでいただきたい。
- ・ 補助対象の拡大。(放流管、ポンプ、ピット構造)
- ・ 浄化槽の修繕について補助制度の確立をお願いしたい。
- ・ 過疎地域においての基数条件の撤廃。

○ 補助基準額等

- ・ 浄化槽基準額の増額。
- ・ 自己負担軽減のための補助率アップ。
- ・ 国庫補助率を1/2に引き上げ。

○ 施工費の適正化

- ・ 一基あたりの整備事業費が下がっていかないという点は、改善できるならば改善すべきなのではないだろうか。
- ・ 幅があるものの、浄化槽を設置するのに100万円ぐらいかかる現状では、設置しようという意思は生じにくいし、実際、家計からの出費も困難であると思われる。「浄化槽本体や設置工事の価格に関する正確な情報」というのも、まだまだ明らかになっていないと思われる。
- ・ 住民負担を軽減するため、機能を維持しながら工事を含めた単価の引き下げが必要。

○ 放流先の確保

- ・ 放流先について、側溝・土地改良区の管理水路等々、様々なものがあるが、許可が得難かったり、負担金を支払わなければならなかったりする場合があります、これがため浄化槽を設置しがたいこともあるので、放流先の円滑な確保に資する制度を検討していただきたい。
- ・ 浄化槽の排水は主に道路側溝に排出されるが、側溝の流量には浄化槽の排水は加えていない状態で断面が狭小である。大雨の際には浄化槽に逆流の恐れもあるため、道路排水基準の見直し、側溝整備の補助整備拡大等で浄化槽設置の環境づくりが必要である。
- ・ 放流先が無い場所(地域)の地下浸透及び蒸散装置の設置を容認出来る制度の確立。
- ・ 蒸散装置の設置に係る補助事業の確立。

○ 高度処理型合併処理浄化槽の設置

- ・ 高度処理型合併処理浄化槽設置対象地域内においても、本体価格が低いという理由で通常型の浄化槽を設置する方が見られるので、高度処理型合併処理浄化槽の補助基準額を引き上げていただきたい。
- ・ 高度処理型を地区を限定せず設置できるようにしてほしい。

○ 単独処理浄化槽

- ・ 単独処理浄化槽の製造中止から既に5年以上経過していることから、使用についても一定期間により禁止する法改正が必要。
- ・ 単独処理浄化槽の転換の義務化。
- ・ 単独処理浄化槽の撤去のための補助要件緩和。
- ・ 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進のため、使用年限を撤廃した助成制度への移行。
- ・ 新規設置者への補助を廃止し、その分転換者への補助を割り増し、合併処理浄化槽への転換を促進する。

○ その他の支援

- ・ 融資制度の拡充。
- ・ 経済的に維持管理を行えない者に対する措置。
- ・ 維持管理に関わる費用の補助がほしい。
- ・ 設置は個人で行い、維持管理を市町村で行う補助体系の確立。

浄化槽の補助基準額(抜粋)及び浄化槽設置時における費用負担割合

1 浄化槽設置整備事業（個人設置型）

	通 常 型	高 度 処 理 型		
		窒素又は磷除去	窒素及び磷除去	BOD除去
5人槽	342千円	444千円	528千円	489千円
6～7人槽	414千円	486千円	693千円	654千円
8～10人槽	537千円	576千円	963千円	903千円
11～20人槽	939千円	1,092千円	1,674千円	1,551千円
21～30人槽	1,566千円	1,860千円	2,811千円	2,607千円
31～50人槽	2,058千円	2,496千円	3,774千円	3,501千円

2 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）

	通 常 型	高 度 処 理 型		
		窒素又は磷除去	窒素及び磷除去	BOD除去
5人槽	861千円	1,020千円	1,137千円	1,083千円
6～7人槽	1,038千円	1,134千円	1,431千円	1,377千円
8～10人槽	1,352千円	1,380千円	1,932千円	1,848千円
11～15人槽	2,024千円	2,139千円	2,787千円	2,649千円
16～20人槽	2,778千円	3,288千円	4,287千円	4,074千円
21～25人槽	3,510千円	4,140千円	5,394千円	5,127千円
26～30人槽	4,366千円	4,812千円	6,270千円	5,958千円
31～40人槽	4,733千円	5,592千円	7,287千円	6,924千円
41～50人槽	5,703千円	6,441千円	8,397千円	7,977千円

3 浄化槽設置整備事業（個人設置型）の費用負担割合

浄化槽設置 整備事業 (個人設置型)	補助対象額 (社会的便益に相当 する部分<4割>)	
	自治体補助 2 / 3	国補助 1 / 3
	浄化槽の設置費用	

4 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）の費用負担割合

浄化槽市町村 整備推進事業 (市町村設置型)	分担金 1/10	下水道事業債（元利償還金の50% 相当は交付税措置） 17/30	国補助 1/3
← 浄化槽設置費用（補助対象額） →			

資料:環境省で作成

浄化槽設置整備事業(個人設置型)と浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)について

浄化槽設置整備事業(個人設置型)	
事業の概要	市町村が浄化槽の設置又は改築を行う者に対し、設置又は改築に要する費用を助成する事業を行っている場合に、その費用の一部を補助する事業
浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)	
事業の概要	市町村自らが設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業に対し、国庫補助を行う事業
その他主な事業要件	(1)原則として一定地域内の全戸に浄化槽を面的に整備すること。 (2)当該事業年度内に20戸以上の住宅等に浄化槽を整備すること。 (事業が3年以上継続した場合又は累積50戸以上整備した場合、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、北海道開発法、沖縄振興開発特別措置法に定める地域にあっては、10戸以上。) (3)戸別(共同住宅にあっては、当該共同住宅1棟をもって1戸とする。)に浄化槽を整備すること。

資料:環境省で作成

単独処理浄化槽の撤去費の助成について

〈概要〉

- ・ 既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するため、現在の交付要綱にある既存の単独処理浄化槽に膜処理装置等を付加することにより単独処理浄化槽を合併処理浄化槽の機能を持たせるための改築事業ができない場合で、かつ単独処理浄化槽を撤去しなければ合併処理浄化槽を設置できない場合において、次の要件を満たすものについては基準額の特例を適用する。

対象地域

- ・ 湖沼水質保全特別措置法の指定地域（１１２市町村）
- ・ 水質汚濁防止法の水質総量規制の指定地域（９９３市町村）
- ・ 水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域（４７６市町村）

対象浄化槽

- ・ 使用開始後１０年以内の単独処理浄化槽

基準額の特例の内容

- ・ 合併処理浄化槽とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合においては、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする。（現行の基準額に最大９万円を加えた額を基準額とする）

生活排水処理基本計画及び都道府県構想について

○生活排水処理基本計画及び都道府県構想について	・ ・ ・ 2 1
○生活排水処理基本計画策定状況について	・ ・ ・ 2 2
○生活排水処理基本計画の記載内容について	・ ・ ・ 2 3
○都道府県構想策定状況について	・ ・ ・ 3 3

生活排水処理基本計画及び都道府県構想について

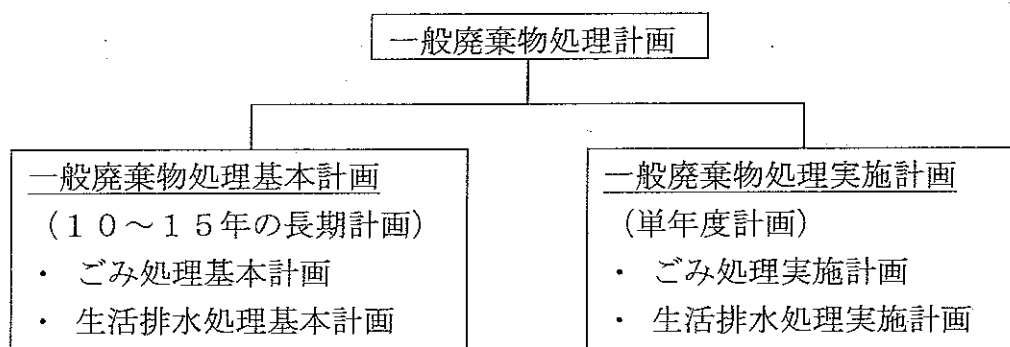
◎ 生活排水処理基本計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、市町村はその区域内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならない。

このことに関して、詳細な内容を規定した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」（平成4年8月13日）が各都道府県あてに発出されている。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成され、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水（し尿及び生活雑排水をいう。）に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とから構成されている。

これらの関係を示すと以下のとおりである。



◎ 都道府県構想について

各都道府県においては、「都道府県構想」を策定し、効率的かつ適正な污水处理施設整備の推進を図っている。

また、厚生省・農林水産省・建設省の3省の連名で、污水处理計画の策定を推進するために「污水处理施設連携整備事業の推進について」（平成8年12月25日）が各都道府県あてに発出されている。

しかし、近年の社会情勢等の変化により、策定済の「都道府県構想」が実情にそぐわないこと等も考えられることから、「都道府県構想の見直しの推進について」（平成14年12月4日）が各都道府県あてに発出され、各都道府県においては、都道府県構想の見直しの推進を図っているところである。

生活排水処理基本計画策定状況について(平成18年4月1日現在)

都道府県名	策定済	うち市町村合併等により 一部区域の生活排水処理 基本計画が抜けているもの	策定中	未策定	備 考
北海道	148	0	7	25	
青森県	28	2	0	12	
岩手県	31	1	4	0	策定済31のうち、市町村合併に伴う計画見直しを行わず、平成18年度は既存計画のままの市町村が4。さらにそのうち、一部区域の計画が抜けている市町村が1。
宮城県	30	1	5	1	
秋田県	25	0	0	0	
山形県	34	1	0	1	
福島県	53	0	6	2	
茨城県	38	1	4	2	
栃木県	32	2	0	1	
群馬県	29	0	8	2	
埼玉県	65	3	2	4	未策定の市町においても、県生活排水処理施設整備構想策定時(平成16年度)に平成22年度での計画(数値)は策定済。
千葉県	51	1	0	5	
東京都	48	0	1	13	
神奈川県	34	0	0	1	
新潟県	29	1	5	1	
富山県	11	2	2	2	
石川県	15	1	1	3	
福井県	12	2	0	5	
山梨県	21	2	1	7	未策定のうち、合併後、新たな計画を策定せず、旧市町村の計画も使っていない市町村(2市)。
長野県	81	0	0	0	策定済のうち、新市町村としての計画を平成19年度以降に策定予定の市町村が6。
岐阜県	38	2	0	4	
静岡県	42	0	0	0	
愛知県	57	3	1	5	
三重県	24	0	5	0	
滋賀県	21	0	5	0	市町村合併により、5市は新計画策定中(旧市町村での計画は策定済)。
京都府	22	0	4	2	
大阪府	28	0	6	9	未策定市については、市域全域を下水道により整備する方針で整備率は99%を超えている。
兵庫県	41	0	0	0	現在、都道府県構想を「生活排水99%フォローアップ作戦」として、各市町の計画を見直し中。
奈良県	31	0	2	6	
和歌山県	25	0	5	0	
鳥取県	17	3	2	0	
島根県	19	0	2	0	
岡山県	29	2	0	0	
広島県	20	1	3	0	
山口県	16	0	5	1	策定中のうち、3市は市町村合併後の策定(3市とも旧市町村単位ではすべて策定済)。
徳島県	20	0	4	0	
香川県	17	0	0	0	合併前の市町の基本計画はすべて存在しており、合併後はそれらを使用している。内容の見直しは市町によって進捗状況が異なっている。
愛媛県	14	0	6	0	
高知県	33	4	2	0	
福岡県	66	1	0	3	
佐賀県	22	0	1	0	
長崎県	21	0	2	0	策定中の内訳(H18.7未策定予定 1市、H18.11策定予定 1町)。
熊本県	41	0	4	3	
大分県	16	1	1	1	策定済16のうち、市町村合併後に新たな基本計画を策定しているのは3。
宮崎県	30	0	1	0	
鹿児島県	40	1	6	3	
沖縄県	35	0	2	4	
合計	1,600	38	115	128	

出典:環境省で作成